

# 串本町商工会（和歌山県串本町）発行の商品券 利用終了 及び払い戻し手続きに関するお知らせ

串本町商工会（和歌山県串本町）発行の商品券をお持ちのお客様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度「串本町商工会発行の商品券」は、令和6年5月31日(金)に発行を停止しました。又、令和6年8月31日(土)をもって、取り扱いを終了することとなりました。

商品券をお持ちの皆様には、ご利用期限の令和6年8月31日(土)までに串本町商工会串本リリースタンプ会加盟の商品券取扱店にてご使用いただきますようお願い申し上げます。

## ご利用期限 令和 6 年 8 月 3 1 日まで

### 払戻し対象となる前払式支払手段の種類

商品券



上記期限までに使用されなかった商品券につきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づき、一定期間、払い戻しを実施いたします。払い戻し期間を過ぎますと、払い戻しの手続きから除斥されますので、払い戻し期間内にお申し出いただきますようお願い致します。

払い戻し  
手続き  
受付期間

令和 6 年 9 月 1 日(日)～

令和 6 年 1 2 月 3 1 日(火)

※土日祝を除く

- ◆場所：串本町商工会
- ◆時間：午前10時～午後4時(土日祝は除く)
- ◆払い戻し方法：該当する商品券を串本町商工会にご持参いただきますと、現金にて払い戻し致します

※著しく破損した商品券や商品券通し番号が確認できないものにつきましては、払い戻しできない場合がございます。

※上記期間外の払い戻しはお受けできません。あらかじめご了承ください。

※払い戻しの金額等により身分証明書などのご提示や、控えを取らせていただく場合がございますので、身分証明書をご持参いただきますよう、お願いいたします。

※お預かりした個人情報、本件以外の目的には使用いたしません。

【お問合せ先】

〒649-3503

和歌山県東牟婁郡串本町串本2410

TEL(0735)62-0044

月～金曜日 AM10:00～PM4:00

(土・日・祝日休み)



## 串本町商工会